

令和8年度 駒ヶ根市遠距離通勤人材確保支援事業（ご案内）

駒ヶ根市では、人手不足が深刻化している社会経済情勢を踏まえ、人材の確保及び定着を目的に、市内事業所へ遠距離から通勤する従業員に対して、市内事業者が支払った通勤手当等の一部を支援します。

1 補助対象者 以下の要件をすべて満たす市内の中小企業者※が対象です。

- (1) 中小企業基本法に規定する中小企業者で、市内に事業所（本店又は営業所）を有する法人又は個人事業主。（※みなし大企業は除く。）
- (2) 従業員等の通勤に要する経費（通勤手当等）の支給について就業規則等を定め、かつ申請時点において、創業から12月を経過している事業者。
- (3) 今後も事業継続の意思があること。
- (4) 市税を滞納していないこと。

※中小企業者とは

「資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社」又は「常時使用する従業員数が300人以下の会社（※みなし大企業は対象外です）」及び「個人事業主」

ただし、以下の事業者は補助対象外です。

- ①国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人
- ②宗教法人又は政治団体
- ③駒ヶ根市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者。
- ④風営法第2条第5項に規定する営業に係る事業を行う者。

2 補助対象となる経費

勤務のため、住居と勤務場所との間を往復する経費として、事業者の就業規則等に定めがあり、かつ、令和8年4月1日から令和9年1月29日までの間に、対象となる従業員※へ支給した通勤に要する経費（通勤手当等）の相当額

※対象となる従業員は、以下のすべてに該当すること。

- (1) 勤務場所の所在地から従業員の住居までの 通勤距離が片道30キロメートル以上
- (2) 事業者が直接雇用する者で、令和8年4月1日以降6カ月以上勤務（予定含む）、かつ以下の要件をすべて満たす者
 - ①雇用期間の定めがない従業員として雇用される者
 - ②雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者
 - ③事業所の所定労働時間を通じて常時勤務する者

3 補助率・補助額

補助率	対象となる経費の 1 / 2 以内
補助金額	1 事業者あたり 上限 10 万円（1,000 円未満切り捨て）

4 申請期間**令和8年4月1日（水）～ 令和9年1月29日（金）まで**

※同一法人及び同一事業者につき1回限りの申請とします。

※予算額に達した場合は、期限前に受付を終了する場合があります。**5 申請書類等**

申請窓口へ下記の申請書類を持参又は郵送してください。

(1)	駒ヶ根市遠距離通勤人材確保支援事業補助金申請書（様式第1号※）
(2)	誓約書兼同意書（様式第2号※）
(3)	市内に事業所を有し、事業活動を営んでいることが確認できる書類 法人：直近の確定申告書、法人事業概況説明書、登記簿事項証明書の写し など 個人：直近の確定申告書、所得税青色申告決算書、営業許可証 など
(4)	対象となる従業員等の雇用状況、通勤距離等が確認できる書類 （雇用状況）労働者名簿、事業所別被保険者台帳、労働条件通知書等 （通勤距離等）通勤届、通勤手当申請書 など
(5)	通勤手当等の支給状況が確認できる書類 賃金台帳など
(6)	就業規則等の写し 通勤手当等の記載がある規則等の写し（就業規則、給与規程等）
(7)	本人確認書類の写し ※個人事業主のみ 自動車運転免許証やマイナンバーカード（表面のみ）等 ※顔写真付きのもの1点。

※郵送の場合は、申請内容確認のため担当者よりご連絡させていただきます。

※市税等完納証明書の提出は不要となりましたが、上記（2）に基づき未納がないことを関係機関に照会させていただきます。

6 実績報告等

- 補助対象事業が完了したときは、駒ヶ根市遠距離通勤人材確保支援事業補助金実績報告書（様式第5号）※に必要書類を添えて、**事業完了後30日以内 又は 令和9年2月26日（金）のいずれか早い日までに提出が必要です。**
- 実施した事業内容の審査等（経費内容、雇用状況、支給額等）により補助金額を確定した後、精算払いとなります。なお、補助金は経理上、法人税・所得税の課税対象になります。
- 補助金交付決定後において、事業内容に変更が生じた場合は、変更交付申請の手続きが必要です。（申請内容に変更が生じる場合は、速やかにご連絡ください）

7 その他

申請書等の様式は、「駒ヶ根市公式ホームページ」からダウンロードいただくか、下記の「8申請窓口」にて受け取ることができます。

【駒ヶ根市ホームページ】 <https://tinyurl.com/48a4ra76>**8 申請窓口（お問い合わせ窓口）**

【提出先】〒399-4192 駒ヶ根市赤須町20番1号 駒ヶ根市役所 商工観光課 工業係

【受付時間】午前8時30分～午後5時15分（※土日・祝日を除く）

【連絡先】TEL 0265-83-2111（内線433）